

卷末資料

用語集

ア行

ICT (Information Communication Technology)

情報や通信に関する技術の総称のことをいいます。

空き家バンク

中古住宅の流通促進及び空き家の有効活用を図ることを目的に、利用されていない空き家に関する物件情報を収集し、インターネット等を通じて、利用を希望する方に発信する仕組みのことです。

アクセス機能

道路の交通機能の一つで、沿道の土地、建物、施設へ出入りすることをいいます。

アセットマネジメント

既存ストックを資産としてとらえ、資産管理の効率的な運用を行うことをいいます。公共事業により整備された施設等の維持管理、補修を効率的に行うことで、施設劣化をコントロールして、施設全体に発生する経費の平準化等を行います。

イノベーション

イノベーションとは、単なる技術革新や新技術の開発ではなく、社会システムや制度全体を含めて、革新・刷新することにより、新しい価値を次々と生み出していくことをいいます。

インセンティブ施策

インセンティブ施策とは、住民や企業に対してインセンティブ（補助金や対価など）を与えることで、一定の行動を選択するように誘導する手法です。例えば、特定の地域に企業を誘致するために、整備費用の補助や税制優遇措置などがあげられます。

インフラ

インフラストラクチャー (Infrastructure) の略称です。本都市計画マスタープランにおいては、道路・公園・上下水道等の社会基盤を指しています。

インバウンド(訪日外国人旅行)

訪日外国人旅行全般を意味しています。本都市計画マスタープランでは、訪日外国人旅行や訪日外国人旅行者のことを指しています。

ウォークアブル

ウォークアブルとは、「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、居心地のよい、人中心の空間をつくり、まちに出かけたくなる、歩きたくなるまちのようすを指します。

令和元年6月に国が「居心地がよく歩きたくなるまちなか」を形成する提言をまとめており、この提言では、「多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上、内外の多様な人材、関係人口をひきつける好循環を確立していくべき」とされています。

雨水貯留施設

雨水を地下に浸透させたり、地表や地下に貯留させたりすることで地表に水が溢れるのを防ぐ効果を有する施設です。

AI(Artificial Intelligence:人工知能)

AI(人工知能)は、一般的には「人間の知能的能力をコンピューター上で実現する、様々な技術・ソフトウェア・コンピューターシステム」と認識されていますが、その定義は研究者によって異なります。

液状化対策

液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体がドロドロの液体のような状態になる現象のことをいいます。宮崎市では、南海トラフ巨大地震が発生した際、市の平野部の広い範囲が、「液状化の可能性がきわめて高い」と予想されています。具体的な対策としては、建築物の耐震化や地盤改良工事などが挙げられます。また、宮崎県は被害想定調査結果を公表しており、震度分布や液状化可能性の情報を提供しています。

エコクリーンプラザみやざき

宮崎県中央部10市町村の一般廃棄物及び県内で発生する一部の産業廃棄物の中間処理及び最終処分を行うため、焼却、リサイクル等を行う施設です。

延焼遮断帯

火災時に、障壁となって火の燃え広がりを抑制する帯状の空間をいいます。

沿道サービス施設

主に幹線道路沿道に立地する主として自動車利用者へのサービスを提供する施設、又はこれらのサービスに特化した業態を指します。ロードサイドショップとも称されます。

オープンスペース

公園、緑地、河川、広場、農地など建物によって覆われていない空間、又はその土地をいいます。

屋外広告物条例

都市景観を構成する大きな要素の一つである屋外広告物(屋外の広告板、広告塔、看板、張り札、張り紙等)について、良好な景観形成や公衆に対する危害を防止するために「屋外広告物法」に基づいて定められる条例です。

力行

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。

開発許可制度

開発許可制度とは、開発にあたって必要とされる水準の道路、公園、上下水道等の公共施設を確保するとともに、区域区分のある都市計画区域においては、区域区分の目的を達成するために開発行為を許可制にする制度です。市街化調整区域における開発行為又は建築等については区域区分の目的に沿った「立地基準」に適合しないものは許可されません。開発行為を行う場合、宮崎市においては市長の許可を受けなければなりません。

開発行為

開発行為とは、主に建築物の建築等の目的で行う「土地の区画形質の変更」を行うことをいいます。

家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水の際に河岸が削られる(河岸侵食)、または流速が速いこと(氾濫流)により、家屋が倒壊するおそれのある区域で、浸水深に関わらず立ち退き避難が必要とされます。

ガーデンツーリズム

地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、各地域の複数の庭園の連携により、魅力的な体験や交流を創出する取組のことをいいます。

合併浄化槽

トイレの汚水だけを処理する「単独浄化槽」に対し、トイレの汚水と台所等の排水を併せて処理する施設で、家庭用から共同住宅用に至るまで様々な規模のものがああります。

既成市街地

都市において、既に道路等の都市施設がある程度整備されており、建物が面的に連続して一定密度以上に存在する等により、市街地が形成されている地域をいいます。都市計画法では、人口密度40人/ha以上の地区が連たんする地域で、地域内の人口が3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地としています。

既存集落

既成市街地以外で、都市計画法の施行以前から既に集落を形成している、農村、漁村、山村等を指しています。

既存ストック

これまでに整備された社会基盤や公共施設・民間施設等のことをいいます。

景観計画

景観法の基本となる仕組みで、景観行政団体（※景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体のこと。都道府県、政令指定都市、中核市は、自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は都道府県との協議・同意を得て景観行政団体となる）が景観行政を進めるための基本的な計画です。対象とする区域（景観計画区域）、景観の形成に関する方針、景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針等を定めます。

協働

同じ目的のために対等の立場で、それぞれのできることで得意分野で協力して共に働くことをいいます。

居住環境

本都市計画マスタープランにおいては、住生活の利便性、快適性、安全性、健康性等の人が生活する空間を取囲む環境において生活する上で必要な住宅、道路、公園、上下水道等の都市基盤の整備状況や騒音、臭気、通風、日照等、住み心地や居心地等を含む環境を指しています。

居住誘導区域

都市再生特別措置法に基づき本計画で定めるもので、人口が減少していく中でも一定の人口集積を維持することで、生活サービスを確保し続けられるよう、居住をゆるやかに誘導していく区域のことです。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置します。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路です。

区域区分(線引き)

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで「線引き」とも呼ばれています。区域区分は、都市計画法により都道府県が都市計画区域マスタープランの中で、これを行うか否かを定めることとされています。県内では本市を含む宮崎広域都市計画区域及び日向延岡新産業都市計画区域で区域区分が導入されています。

なお、区域区分されていない都市計画区域は「非線引き都市計画区域」と呼ばれ、本市では田野都市計画区域が該当します。

- ・昭和43年の都市計画法改正にて市街化区域と市街化調整区域を創設
- ・昭和45年11月に本市において区域区分を設定

くしの歯作戦

東日本大震災時に立案された「くしの歯」作戦とは、「内陸の高速道路・国道から櫛の歯のように太平洋側に伸びる道路上の障害物を取り除いて、通行できる状態にする。」というもので、「まずは、救援ルートを確保する。」ことを目的としています。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことをいいます。

グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称です。

クリエイティブ産業

デザイン、広告、ソフトウェア開発、コンピュータ・サービス、芸術など知的財産権を有する産業分野の総称

啓開(けいかい)

「啓開」とは、切り開くことを意味します。道路啓開は、緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に瓦礫処理を行い、簡易な段差解消を行うなどにより救援ルートを解消することをいいます。

洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね1,000年に1回程度の発生）に伴う洪水により河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を重ね合わせ、最大値を表示したものです。

建築行為

建築基準法第2条に定める建築物（土地に定着する工作物のうち屋根もしくは柱もしくは壁を有するもの、これに附属する工作物、または地下もしくは高架の工作物内に設ける施設等）を新築、増築、改築し、または移転する行為を指します。

建ぺい率

建築物の建築面積（建築面積とは、建築物の外壁等の水平投影面積のこと）の敷地面積に対する割合のことです。

洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね1,000年に1回程度の発生）に伴う洪水により河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を重ね合わせ、最大値を表示したものです。

交通結節点

異なる交通手段（同じ交通手段の場合もあり）が相互に連結する乗り換え場所あるいは施設のことです。

後方支援拠点

大規模な地震・津波、風水害などによる広域的な災害に対し、被災地で緊急救助、消火等の活動を行うために、自衛隊、警察、消防等が参集し活動の拠点とする場所として、宮崎県が独自に指定するものです。

公共公益施設

道路、公園、下水道などのまちの骨格を形成するような施設や教育施設、集会所などの住民生活に必要な施設のことをいいます。

公共施設ストック

公共施設ストックとは、宮崎市のほか国や県が所有する公共公益施設の総体的な量や規模を指すものです。公共公益施設は、高度経済成長期に建設されたものも多く老朽化対策が大きな課題となっており、将来ニーズ等を見据えながら、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行っていくことが必要です。

公共車両優先システム(PTPS)

交通管理者の交通管制システムとバス事業者のバスロケーションシステムとを有機的に結合した新たな公共車両優先システムです。路上の光学式車両感知器とバス車載装置間で双方向通信を行い、バス優先信号制御、バスレーン内違法走行車への警告、バス運行管理支援、所要時間表示などをリアルタイムで行うシステムであり、全国で導入が進められています。

国勢調査

日本国内に住む全ての人と世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年に1度実施する統計調査のことです。

コミュニティ交通

路線バスが使用しづらい地域において、地域ニーズや道路状況、地域住民の高齢化状況、地域の地形（高低差）など地域特性に応じた生活の足を担う公共交通のことをいいます。2025（令和7）年3月現在、宮崎市では、地域住民が主体的に運営に参加する運営形態で、北地区、木花地区、高岡地区、住吉地区、生目地区、佐土原地区、田野地区で乗合タクシーが運行されています。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進等、地域での必要目的に合わせて地方自治体がルートや運行形態等を工夫し、より地域住民の生活に密着した移動手段を確保・提供するバスのことです。

コンパクトシティ

都市郊外化・スプロール化を抑制し、都市の中心部等に様々な都市機能を集約立地させ、徒歩や公共交通でそれらにアクセスできるようにすることで、高齢者などの交通弱者にとっての暮らしやすさ、中心市街地の活性化、自然環境の保全や環境負荷の低減、道路、上下水道などの公共投資やその維持管理の効率化などを実現しようとするもので、持続可能なまちづくりに通じる考え方です。

コンパクト+ネットワーク

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地等への機能集約によって、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市を目指す政策のことをいいます。

サ行

再生可能エネルギー

様々な定義があるが、一般的には太陽光、風力、バイオマス等をエネルギー源として半永久的に供給され、継続的に利用できるエネルギーのことをいいます。

サービス水準

市民の生活において日常的に利用する頻度が高い、商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化、公共交通等のサービスの享受しやすさをいいます。

里山

一般的には、市街地や集落周辺において従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産に利用されていた森林のことで、雑木林とも呼ばれていますが、本都市計画マスタープランにおいては、利用状況や人工林・自然林に関係なく市街地内やその周辺に散在する林地や緑地、集落周辺の森林等を含めて指しています。

市街化区域

区域区分が定められている都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。

市街化調整区域

区域区分が定められている都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域のことです。

市街地開発事業

良好な市街地の形成に向けて、公共施設の整備とあわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的に市街地の開発整備を行う事業で、都市計画法では、7種類の事業が規定されています。本市で施行された市街地開発事業としては、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業があります。

市街地再開発事業

市街地開発事業参照

都市計画分野において単に「再開発事業」という場合は、市街地再開発事業のことを指しますが、一般には土地区画整理事業や大規模なビルの建替え等も含めて「再開発」と呼ばれるケースもあります。

事業継続計画 (BCP: Business Continuity Plan)

自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめ、業務の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などをとり決めておく計画のことをいいます。

地すべり防止区域

地すべり等防止法第3条に基づき、地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校等の公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣または農林水産大臣が指定する区域です。

自然的環境

本都市計画マスタープランにおいては山、川、海等の自然に、公園や農地、人工林等も含めた自然豊かな環境を総称する用語として使用しています。なお、「自然環境」という場合は、人の手が入っていない純然たる自然を指す場合に使用しています。

復興事前準備

災害による被災後は、早急な復興まちづくりが求められていますが、東日本大震災等これまでの大規模災害時には基礎データの不足や喪失、人材不足などにより、復興に影響が生じたことがありました。

こうしたことから、防災・減災対策と並行して、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう復興に資するソフト的対策を事前に準備しておく「復興事前準備」の取り組みが重要となっています。

持続可能なまちづくり(都市・発展)

持続可能な都市(サステナブル・シティ:Sustainable City)あるいは発展(サステナブル・ディベロップメント:Sustainable Development)とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来の社会経済システムを根本から見直し、経済的発展と地球環境問題などの環境的制約への対応を両立させることにより、次世代が快適な生活を享受するために利用可能な資源を保全し、次世代に過大な環境汚染等の負荷を残さないようにしながらも現世代の生活を発展させることが可能な都市、あるいはそのような社会経済システムの構築を目指す概念です。

地場産業

地場産業とは、地元資本の企業が地域内の技術や労働力、原材料などの経営資源をもとに特定の産物を製造している産業のことです。

準防火地域

市街地における火災の危険を防除するために都市計画で定める地域地区の一つです。建築基準法による建築物の防火基準が適用されます。同様の目的で「防火地域」がありますが、準防火地域より、厳しい防火基準が適用されます。本市には準防火地域のみで、防火地域はありません。

準都市計画区域

都市計画区域外のインターチェンジや幹線道路周辺などにおいて、開発行為や建築行為等の土地利用の整備や環境保全のため、土地利用のルールなどを定めることができる区域のことです。2000(平成12)年の都市計画法の改正により制度化され、当初は指定権限が市町村となっていましたが、2006(平成18)年の都市計画法の改正により、より広域的な観点から指定を行うため、指定権限が都道府県に移されました。本市においては、清武南IC周辺に都市計画決定予定(令和7年5月予定)です。

受援

大規模な自然災害に際して、被災地域が地域外の自衛隊、警察、消防、自治体やボランティア・企業などから、救命・救急、被災者支援、復旧・復興等に係る支援を受け入れることをいいます。また受援計画とは、大規模災害に備えて、受け入れ態勢や支援を要する事項を具体的に定め、外部からの支援を最大限に生かし、効果的な災害応急対応と被災者支援を実現するためのものです。

主要幹線道路

都市の拠点間を連絡し、自動車専用道と連携して都市に出入りする交通や都市内の枢要な地域間相互の交通を処理する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する道路です。都市幹線街路、補助幹線街路参照

シェアサイクル

都市内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用できる利便性の高い交通システムであり、公共交通の機能を補完し、観光振興や地域の活性化等に資するなど、公共的な交通として重要な役割を担っています。本市では、宮崎トヨタ自動車が電動アシスト自転車のシェアリング(共有)サービス「ミヤトヨeサイクル」を展開しています。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る。」という連帯感に基づき、地震などの災害が起きたときに、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水、給食など防災活動を行う団体(組織)のことをいいます。

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、市長が指定する避難場所のことです。

指定避難所

災害により自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設で、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する場所であり、市長が指定する避難所のことです。

少子・超高齢社会

わが国では、出生率が人口を維持する水準をはるかに下回り、かつ、子どもの数が高齢者人口(65歳以上人口)よりも少なくなった社会を「少子社会」と呼んでいます。また、WHO(世界保健機構)や国連によると、高齢者人口の割合が14~21%を「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と定義しています。本都市計画マスタープランでは、少子社会と超高齢社会が同時に進み、市民生活や経済活動など社会全般が大きく、かつ多面的な影響を受ける社会を「少子・超高齢社会」としています。

浸水想定区域(計画規模L1)

10~100年に1回程度が想定されている降雨(河川整備において基本となる降雨)により浸水が想定される区域です。

浸水想定区域(想定最大規模L2)

想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度の発生が想定されている降雨)により浸水が想定される区域です。1000年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1000(0.1%)以下の降雨を基準としています。

新住宅市街地開発事業

人口集中が著しい市街地の周辺地域で、健全な住宅市街地の開発や居住環境の良好な住宅地の大規模供給を図る事業のことです。

水害リスクマップ

流域治水の推進を目的として、年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100、1/150の降雨により浸水した場合に想定される多段階の浸水想定図を重ね合わせたものであり、年超過確率ごとの浸水範囲(浸水発生)を示した図面のことです。

垂直避難

洪水や土砂災害時において自宅・施設等の上階へ移動する避難方法をいいます。

宮崎市下水道ストックマネジメント計画

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するものです。

スポーツランドみやざき

多様なスポーツを楽しむことのできる環境整備やスポーツキャンプ・合宿の誘致等により、スポーツを通じた地域活性化及び観光の振興と県民の健康増進を図る県内の官民挙げての取組の総称です。

スポンジ化

都市の内部において、空き家、空き地等が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態をいいます。

生活サービス施設

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等の、市民の生活において日常的に利用する頻度が高い施設をいいます。

生産年齢人口

年齢別に3区分した人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口のことをいいます。その他年少人口(15歳未満)、老年人口(65歳以上)があります。

ゼロカーボンシティ

2050年にCO₂(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のことをいいます。

線引き

区域区分参照

ゾーン30(さんじゅう)

ゾーン30は、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つです。区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制します。

総合設計制度

都市計画で定められた制限に対して、建築基準法で特例的に緩和を認める制度の一つで、公開空地の確保による市街地環境の改善に資する計画を評価し、容積率、高さ制限、斜線制限などを緩和する制度のことをいいます。斜線制限とは、道路境界線又は隣地境界線からの距離に応じて建築物の各部分の高さを制限するものです。道路や隣接する建物との間に空間を確保し、風通しや日照を維持することを目的としています。

夕行

第三次産業

本都市計画マスタープランにおいては、商業、運輸、通信、金融、公務・サービス業、電気・ガス・水道業等を指しています。

大規模小売店舗

「大規模小売店舗立地法」に規定する一つの店舗の店舗面積(通路や階段など店舗の用に供しない部分は除きます)の合計が1,000㎡を超えるものをいいます。

大規模小売店舗立地法

地域住民の意見を反映しつつ、地方自治体が大規模小売店舗と周辺的生活環境との調和を図っていくための手続き等を定めた法律です。

大規模集客施設

床面積が1万㎡を超える店舗、飲食店、映画館・劇場、娯楽・アミューズメント施設、展示場等(但し、映画館・劇場等は客席部分が1万㎡を超えるもの)をいいます。

大規模商業施設

本都市計画マスタープランにおいては、大規模小売店舗及びこれに準ずるような規模を有する商業施設を総称しています。

大規模盛土造成地

面積3,000平方メートル以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地のことです。

第六次宮崎市総合計画

総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための行政運営の基本的な指針となるもので、「基本構想」「基本計画」で構成される、本市の最上位計画です。「基本構想」は本市の将来像と、将来像を実現するための基本的な方向性を示し、「基本計画」は基本構想に掲げる「将来の都市像」の実現、さらには「経済」「ひと」「未来」の切り口から設定している3つの「めざす姿」を実現するための具体的な方策をまとめたものです。

高潮浸水想定区域

高潮浸水想定区域とは、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の浸水区域と浸水深、浸水継続時間を想定し、それぞれ図示したものです。浸水継続時間は、浸水深が、避難が困難となり孤立する可能性のある0.5m以上になってから0.5mを下回るまでの時間を指します。

多段階の浸水想定図

降雨の確率規模別(年超過確率1/10、1/30、1/50等)に作成した浸水想定図のことです。

地域高規格道路

全国的な幹線道路ネットワークである高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾等の広域交流拠点との連結等に資する路線をいい、自動車専用道路若しくはこれと同等の高い規格を有する道路です。

地域地区

規制・誘導により、秩序ある適正かつ合理的な土地利用を図るための制度であり、都市計画法においては21種類が規定されており、主なものとしては以下のような制度があります。

- | | |
|----------|----------------|
| ① 用途地域 | ④ 防火地域・準防火地域 |
| ② 特別用途地区 | ⑤ 風致地区 など |
| ③ 高度利用地区 | ⑥ 臨港地区 など一部を掲載 |

地区計画

地区計画は、地域地区などの広い区域を対象とする都市計画を補い、特定の地区を対象として、その地区にふさわしい良好な環境を整備・保全するために、建物の用途や意匠(デザイン)、道路や公園の配置等、きめ細かなまちづくりのルールを、地区レベルの都市計画として地権者や住民の意見を反映しながら市町村が定めるものです。地区計画は、建築基準法に基づく建築条例及び開発許可制度と連携し、建築物のコントロールや、地区に必要な道路・公園等「(地区施設)という。)の確保を行うことができます。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置します。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準としています。

地域コミュニティ

地域住民が地域と関わり合いながら生活する中で、住民相互の交流が行われている地域社会のこと、もしくは地域住民の集団のことをいいます。

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、公正で中立的な立場で、高齢者の多様なニーズに対応した切れ目のない包括的なサービスの提供を行うことを目的とした機関です。また、保健・医療・福祉の関係者や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、「地域包括ケア」の推進を図っています。

治水

洪水・高潮などの水害から人間の生命・財産・生活を防御するために行う事業を指し、具体的には、堤防・護岸・ダム・放水路・遊水池(遊水地)などの整備や、河川流路の付け替え、川底をさら浚うことによる流量確保、氾濫原における人間活動の制限などが含まれます。

中心市街地

「宮崎市まちなか将来ビジョン」にて定義するエリア(橋通周辺、宮崎駅周辺)であり、その都市の中心的な役割を担う地域を指しています。一般に商店街や行政機関、郵便局や金融機関等、人々が集まる施設が集積している地区となっています。

中心市街地活性化基本計画

中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画で、中心市街地活性化法に基づき、総理大臣から認定を受けたものをいいます。この基本計画で、中心市街地の区域を定め、その区域内において実施すべき事業に位置付けられたものについては、国の支援を受けることができます。なお、中心市街地の区域は、原則として1市町村につき1箇所とされています。本市では、2007(平成19)年に認定を受けた「宮崎市中心市街地活性化計画」により各種事業に取り組んできましたが、プロジェクト事業の完了等に伴い、平成25年度からは、市の任意計画として「宮崎市中心市街地活性化推進プラン」を策定し、引き続き中心市街地の活性化に取り組み、また同様に、2018(平成30)年度からは、「宮崎市まちなか活性化推進計画」に基づき中心市街地の活性化に取り組んできました。

津波浸水想定

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深として県が指定するものをいいます。

津波避難ビル

津波が来襲した際に、低地の市街地などで高台に避難している余裕がない場合などに緊急的に避難する建物のことで、想定される津波浸水の状況に応じて一定の高さや構造を有する公共施設や民間建物を市町村が指定するものです。なお、民間建築物の指定については、協定を締結しています。

津波防災地域づくりに関する法律

東日本大震災を踏まえて、ハード・ソフトの施策を組合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進するために2011(平成23)年12月に制定された法律です。都道府県知事による津波浸水想定、市町村による津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)の作成、都道府県知事による津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定などを行うことができます。

低未利用地

長期間にわたり利用されていない「未利用地」や利用の程度(頻度・整備水準・管理状況等)が低い「低利用地」の総称です。

空き地: 長期にわたり放置されている土地。

空き家: 長期にわたり居住者がいない住宅。

空き店舗: 長期にわたり営業していない店舗。

駐車場や資材置場: その利用の程度が周辺地域に比べて著しく低い土地。

特定空家等

倒壊の危険性や衛生上の問題があるため、自治体が所有者に対し撤去や修繕を指導、勧告、命令することができる空家等のことをいいます。2014(平成26)年11月に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」において定める「特定空家等」は、以下の状態にあると認められる空家等と定義しています。

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

都市幹線街路

都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、都市の骨格を形成する道路です。主要幹線街路、補助幹線街路参照

都市機能

都市に必要とされる様々な働きやサービスのことで、居住、商業、業務、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、医療等の諸活動によって担われます。

都市機能誘導区域

都市再生特別措置法に基づき本計画で定めるもので、誘導施設の立地や集積を図ることで、様々な生活サービスを充実させる区域です。

都市計画

限られた土地資源を農林漁業との調和を図りつつ、合理的な利用が図られるよう適正な制限のもとに有効配分するとともに、土地利用に秩序を与え健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保しようとするものです。原則として都道府県と市町村が役割を分担しながら定めることとされています。

都市計画運用指針

都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方や、都市計画制度、手続きの運用のあり方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針のことです。

都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき行う基礎調査のことで、概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について、現況及び将来の見通しを調査します。

都市計画区域

都市計画法、その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量等の現況推移を勘案し、行政区域にとられることなく、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域で、都道府県が指定します。宮崎市内には、宮崎市及び国富町で構成される宮崎広域都市計画区域と、独立して田野町域に指定された田野都市計画区域があります。なお、都市計画区域外においても、開発行為など都市計画法の適用を受ける場合があります。

都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園です。なお、都市公園は必ずしも都市計画決定された都市計画公園とは限りません。

都市公園には、大きく分けると「住区基幹公園」、「都市基幹公園」、「大規模公園」、「国営公園」、「緩衝緑地等」があります。

なお、主に都市計画区域内で主要な公園として都市計画法に基づき都市施設として定められた公園は、都市計画公園に位置付けられます。都市計画区域外においても必要がある場合は、都市計画公園を定めることが可能です。

都市計画区域マスタープラン

正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画法第6条の2）といます。現在の都市計画区域マスタープランに相当するものとしては、従来「市街化区域と市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」（略して「整開保」と呼ばれていました）を都道府県が定めることとされておりましたが、この整開保は区域区分、つまり線引きされた都市計画区域のみに策定が義務付けられており、線引きのない都市計画区域にはマスタープランがないというのが実態でした。このような状況において、個々の都市計画の総合性、一体性の確保や住民合意の促進等の観点から、マスタープランの役割がより重視されるようになり、2000(平成12)年の都市計画法の改正により、線引きの有無にかかわらず都市計画区域毎にマスタープランの策定が義務づけられました。この都市計画区域マスタープランを一般に「区域マス」と呼んでいます。線引きを行うか否かは、この区域マスにおいて都道府県が判断することとなり、法令による一律の導入基準から都道府県の選択制に移行しました。

都市計画提案制度

住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを期待し、都市計画法において2002(平成14)年に創設され、2006(平成18)年に拡充された制度で、土地所有者やまちづくり団体、まちづくりのための開発事業の経験・知識のある団体等が、一定の条件を満たした場合に都市計画の決定・変更についての提案ができる制度です。

都市計画道路

主に都市計画区域内で主要な道路として都市計画法に基づき定められた道路のことです。都市内の円滑な移動の確保や都市環境・都市防災等の面からの良好な空間の確保、都市構造を形成し、街区を構成する機能などを備えています。なお、都市計画区域外においても必要がある場合は、都市計画道路を定めることが可能です。

都市構造

主要な交通網や商業地、工業地、居住地、スポーツ・レクリエーション施設、自然的環境等の配置等によって形成されるまちの骨格のことです。

都市構造の評価に関するハンドブック

国土交通省において、2013(平成25)年度より都市構造を評価する手法についての調査に着手し、「都市構造の評価手法に関する研究会」を設置し、同研究会の検討成果をもとに、各都市におけるコンパクトなまちづくりに向けた取組を支援する参考図書として、都市構造の評価手法をとりまとめたものです。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律です。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上、都市の防災に関する機能確保等を目的に制定された法律です。平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となり、令和2年の改正により、立地適正化計画の記載事項に防災指針が追加されました。

都市施設

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を保全するために必要な諸施設で、道路、公園、上下水道、河川、廃棄物処理施設、教育文化施設、病院、市場等があります。

都市的土地利用

本都市計画マスタープランにおいては、住宅、商業施設、工場、事務所、娯楽施設等、人工的な諸施設の整備のための土地利用を指しています。

都市防災

都市が被る自然災害(地震、津波、台風、洪水など)を防止・軽減するための総合的な取組です。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき都道府県知事が指定する区域で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命等に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき都道府県知事が指定する区域で、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあると認められる区域であり、開発行為や建築行為に一定の制限がかけられます。

土砂災害防止法

2000(平成12)年5月に制定された法律で、正式には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」といいます。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転等のソフト対策を推進するものです。

土地区画整理事業

市街地開発事業参照

「換地」という手法により事業施行区域内の地権者から事業前の資産価値に応じて、区域内に不足する道路・公園等の公共施設に充てる土地及び事業費の一部を賄うために販売する土地を提供してもらい、事業後に整形された土地を地権者に返します。この土地の提供を「減歩」といいます。減歩により事業後の土地の面積は事業前より減少しますが、公共施設が整備された整形な土地として地権者に返されるため、事業前後で資産価値は変わりません。なお、資産価値に過不足が生じた場合は清算金により調整されます。

トラフィック機能

道路の交通機能の一つで、歩行者や車両(自動車や自転車)を移動させる機能をいいますが、本都市計画マスタープランは、主に自動車を大量、効率的に通行させる機能を意図しています。

ナ行

内水

降雨により河川の堤防の市街地側(堤内地)にたまった水のことで、河川にうまく放流できない場合を内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害といいます。

ネットワーク

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律です。

農業集落排水施設

農村集落を対象に、トイレの汚水や生活排水を処理する施設です。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るために設定された地域です。

農業振興地域の整備に関する法律

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、昭和44年7月に制定された法律です。

農用地区域

農業振興地域内の土地で、農業上の利用を図るべき土地の区域で、農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する農業振興地域整備計画で定められます。

乗合タクシー

10人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車で、過疎地など路線バスの機能が十分に発揮できない場所などで運行されています。タクシー事業者が運行を行っていることから乗合タクシーという名称になっていますが、路線バスのように定時定路線で運行する場合が一般的です。

ハ行

排水機場

大河川に流入する中小河川において、大河川の水位上昇による水門閉鎖の際に、河川の氾濫を防止するため、ポンプにより強制的に大河川に排水する河川施設です。なお、本都市計画マスタープランにおいては同様の機能を有するもので、下水道施設として整備されるものはポンプ場と表現しています。

ハード・ソフト

ソフト対策は、ハザードマップの作成や避難態勢の整備、土地利用規制等により、洪水や高潮等によるハザードが発生しても人的な被害の発生を防止したり、物理的な被害を軽減するものであり、ハード対策は、構造物により洪水、高潮、津波等による外力（ハザード）を制御し、災害を防止・軽減するものです。ハード対策とソフト対策を明確な役割分担の下に適切に組合せ、ハザードが発生しても被害が最小となるような取り組みが重要となっています。

ハコモノ

行政により建設された施設(図書館、美術館、体育館等)のことをいいます。

ハザードマップ

洪水、津波、土砂災害などの自然災害による被害を予測しその結果を地図に表わしたもので、予測される災害の発生地点、被害の範囲や程度、更には避難経路・避難場所などの情報が図示されています。ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民が迅速・的確に避難を行うことができるなど被害を低減する効果があります。

バスロケーションシステム

無線やGPS(Global Positioning System)などを用い、運行しているバスの位置情報を収集し、バスの運行状況やどのくらいでバス停まで来るかについて予測して案内するシステムのことで。

バリアフリー

障がい者や高齢者等に対して、日常生活や社会生活における物理的、心理的障壁を取り除いていくことをいいます。

ヒートアイランド現象

都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。都市化の進展によってヒートアイランド現象が顕著になり、熱中症等の健康被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が懸念されています。

避難確保計画

被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者または管理者が作成することが義務付けられている計画のことです。大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれがある時、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。

風致地区

都市計画で定める地域地区のひとつで、都市計画区域内にあって都市の自然風致(丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境)を維持するために指定された区域のことです。

保安林

水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害・霧害の防備、雪崩または落石の危険の防止、火災の防備などの目的のために、農林水産大臣または都道府県知事が指定した森林です。保安林においては原則として、都道府県知事の許可を受けなければ、立木の伐採をしてはなりません。

防災拠点

大規模災害時等に防災活動の拠点となる場や施設で、備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設等のことです。広義には避難地・避難所を含める場合もあります。

歩行者利便増進道路(ほこみち)

「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指します。

マ行

まちなか

中核拠点(橋通周辺、宮崎駅周辺、中村町周辺、南宮崎周辺)を意味します。

まちなか居住

まちの中心部などで居住することをいいます。人々が暮らし、働き、遊ぶために必要な諸施設が集積するまちなかに居住することによって、生活・交通などの利便性を享受できるとともに、日常の中で働く場所や買い物をする場所などが近くなることで、自動車利用が減り、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減などにも寄与します。また、まちなか居住を進めることで、まちなか人口の増加、コミュニティの再生、中心市街地の活性化などが図られるとともに、まちなかの土地を宅地などとして有効に利用することができ、集約的な市街地の形成にも寄与します。

まちづくりGX

国土交通省が中心になって進めている、気候変動への対応(CO2吸収、エネルギー効率化、暑熱対策等)や生物多様性の確保(生物の生息生育環境の確保等)、Well-Beingの向上(健康増進、良好な子育て環境等)に対応した都市緑地の多様な機能の発揮、エネルギー面的利用の推進に取り組む考え方をいいます。この考え方を背景とし、都市緑地法等の一部が改正されました。また、民間事業者による良質な緑地確保の取り組みに係る認定制度の検討、カーボンニュートラル取り組み事例集公表、脱炭素都市づくり大賞などが行われています。

メッシュ

網の目といった意味を持ち、100mメッシュであれば100m×100mの四角のことを指します。

宮崎市公共施設等総合管理計画

「持続可能な、最適な公共施設サービスの提供」を目指し、公共施設(資料館やホール、体育館などのいわゆるハコモノ)及び道路施設などのインフラが抱えている課題解決に取り組むために、本市が保有する公共施設の現状や課題、特に今後、必要となる多額の更新費用などの「公共施設の更新問題」を多方面から分析し、その解決のための実施方針等を示した計画です。

宮崎市国土強靱化地域計画

国土強靱化基本法に基づき、これまでに取り組んできている防災・減災対策の取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定する計画です。

宮崎市地域公共交通網形成計画

本市の公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、財政状況が厳しい中、現状のまま推移すると公共交通の維持が困難になることが予想されることから、地域住民の日常生活に必要な移動手段の確保に向けて、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通ネットワークの再構築に向けて、本市の公共交通の将来像と取組施策等を示した計画です。

宮崎市地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、宮崎市防災会議が作成する計画であって、宮崎市、宮城県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、地域における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

宮崎市災害廃棄物処理計画

大規模災害発生時の災害廃棄物を円滑かつ適正に処理するため、自然災害の最大級である”南海トラフ巨大地震”の発生を念頭とした計画です。

モータリゼーション

日常生活での自動車の一般化、自動車使用の普及を指します。

モビリティ・マネジメント(MM)

当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味するものです。自発的な行動の変化を導くための、コミュニケーションを中心とした交通施策(政策)を実施します。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用しやすい製品や環境のデザインを指します。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。都市機能の維持増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率(敷地面積に対する建物の延べ床面積の割合)、建ぺい率(敷地面積に対する建物の建築面積の割合)及び建築物の高さについて制限を行う制度のことです。また、都市計画区域のうち、用途地域が指定されていない地域を用途白地地域といいます。

要配慮者

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々を指します。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設を指します。

緑地保全地域

都市計画区域又は準都市計画区域内において都市計画で定める地域地区のひとつで、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域をいいます。

容積率

建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合のことです。延べ床面積とは、建築物の各階の床面積の合計をいいます。

ラ行

ライフライン

都市生活をするうえで必要不可欠な電気、水道、ガス、通信などのことをいいます。

ランドマーク

地域の中で目印となる、特徴的な自然、建築物、空間のことをいいます。

立地適正化計画

一定の人口密度によって支えられた生活サービス機能の維持や、インフラ費用の抑制等による持続可能な都市経営の実現を図るため、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉などの都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定するものであり、都市計画マスタープランの一部と見なされるものです。人口減少下において都市全体の構造を見直し、複数の拠点的地域に生活サービス施設を誘導するとともに、その周辺に居住を誘導することで、これらの生活サービスを持続的・効率的に提供するコンパクトなまちづくりを進めるための計画であり、本市においては、宮崎市都市計画マスタープラン（令和7年3月改訂版）に含まれています。

リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させることをいいます。

流域治水

河川・下水道等の管理者が主体となって行う従来の治水対策に加え、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）までを一つの流域として捉え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民）が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のことです。

緑化重点地区

都市緑地法による緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画「（緑の基本計画）」において重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区として指定される地区をいいます。本市では、まちの顔であり、シンボリックな役割を持ち、多様な都市機能が集積し、商業・サービス、娯楽等、豊かな市民生活を支える拠点として、緑あふれる都市空間を形成するため、2007（平成19）年に総理大臣の認定を受けた「宮崎市中心市街地活性化基本計画」に基づく区域を緑化重点地区（面積約162ha）として指定しています。

ワ行

ワーケーション

「仕事（ワーク）」と「休暇（バケーション）」を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすことを指します。

計画改訂に係る会議開催等

● 宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改訂会議
(庁内会議)

- 令和5年 10月26日 第1回 改訂会議(招集)
- 12月 8日～1月10日 第2回 改訂会議(書面)
- 令和6年 6月 6日～6月14日 第3回 改訂会議(書面)
- 9月20日～10月4日 第4回 改訂会議(書面)
- 令和7年 1月22日 第5回 改訂会議(招集)

● 宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改訂委員会
(外部委員会)

- 令和5年 11月21日 第1回 改訂委員会(外部)
- 令和6年 1月23日 第2回 改訂委員会(外部)
- 6月25日 第3回 改訂委員会(外部)
- 10月29日 第4回 改訂委員会(外部)
- 令和7年 1月30日 第5回 改訂委員会(外部)

● 宮崎市都市計画審議会

- 令和5年 7月20日 第52回 宮崎市都市計画審議会(報告)
- 令和6年 2月14日 第53回 宮崎市都市計画審議会(報告)
- 7月17日 第54回 宮崎市都市計画審議会(報告)
- 11月12日 第55回 宮崎市都市計画審議会(報告)
- 令和7年 2月12日 第56回 宮崎市都市計画審議会(諮問:意見聴取)

改訂委員会委員名簿

| 区分 | 所属機関・団体職員 | 氏名 |
|-------------------------|----------------------------|------------------|
| 学識経験者 (3人) | 宮崎大学 地域資源創成学部 特別教授 | 出口 近士 |
| | 宮崎大学 工学教育研究部 准教授 | 嶋本 寛 |
| | 宮崎公立大学 准教授 | 倉 真一 |
| 関係行政機関 の職員 (3人) | 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 所長 | 大嶋 一範 (松村 知樹) |
| | 宮崎県 県土整備部 次長(都市計画・建築担当) | 中原 学 (金子 倫和) |
| | 宮崎県 農政水産部 農村振興局 局長 | 戸高 久吉 (小野 正寛) |
| 市長が必要 と認める者 (11人) | 宮崎市自治会連合会 会長 | 時任 孝俊 |
| | 宮崎市地域婦人会連絡協議会 会長 | 茜ヶ久保 真由美 |
| | 宮崎商工会議所 常務理事 | 松山 茂 |
| | 環境カウンセラー | 詠田 トキ子 |
| | 宮崎市農業委員会 会長 | 川越 正彦 |
| | 宮崎交通株式会社 バス業務部 バス事業戦略課 課長 | 牧 元太 |
| | 九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社 宮崎工務所 所長 | 木山 泰宏 (中島 大使) |
| | 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 会長 | 佐山 幸二 |
| | 一般社団法人 宮崎県建築士会 | 東 真貴子 |
| | 公益社団法人 宮崎市郡医師会 事務局長 | 岩切 典雄 |
| | 一般社団法人 宮崎県宅地建物取引業協会 会長 | 藤山 広子 |
| 計17人 | | |

※敬称略
※()内氏名は前任者



memo

Miyazaki City Urban Master Plan

宮崎市都市計画マスタープラン 資料・分析編

宮崎市役所 都市整備部 都市計画課

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

TEL : 0985-21-1811

FAX : 0985-21-1816

E-mail : 30tosike@city.miyazaki.miyazaki.jp

(都市計画マスタープラン)

平成10(1998)年 8月10日 策定
平成15(2003)年 3月20日 第1回改訂
平成19(2007)年 12月12日 第2回改訂
平成25(2013)年 3月25日 第3回改訂
平成30(2018)年 3月23日 第4回改訂
令和 7(2025)年 3月31日 第5回改訂

(立地適正化計画)

令和 2(2020)年 6月22日 策定
令和 5(2023)年 3月31日 第1回改訂
※以降、都市計画マスタープランに包含



